

ルールを守り

清潔な町づくり!!

「ごみ収集所のルールを守ろう!」とこれまで何度もお知らせしてきましたが、まだ一部の心ない方のために汚れている収集所が多く見受けられます。皆さんの住む光町を住みよい町にするため、お互いにルールを守りましょう。

ごみ収集所の正しい利用方法

☆**収集所利用のルール**

(1)ごみは、可燃ごみ(生ごみ・紙類)と不燃ごみ(危険物・粗大ごみ)に区分して出しましょう。

(2)収集日の朝8時30分までに指定された収集所へ出しましょう。

(3)可燃ごみは毎週火曜日と金曜日、不燃ごみは毎月3日と17日

空缶・鉄屑類、ゴム類等に区分して下さい。

●空袋又はダンボール箱等に入れよくしぼり、内容を表示して下さい。

☆**出してはいけないごみ**

●農薬、廃油、コンクリート・土砂類等、その他産業廃棄物(産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物)

☆**その他**

●引越、改築、庭木の手入れ等で多量にごみが出たときは、環境衛生組合へ連絡し直接搬入して下さい。

●再利用可能なものは廃品回収等へ出すようにし、ごみの減量化に協力して下さい。

☆**問い合わせ先**

保健衛生課Tel④-1158又は八日市場市ほか三町環境衛生組合Tel047971-3036へ。

野鳥は正しい手続を……

小鳥の可愛らしい動作や、のどかな囀りに魅せられて、家庭で飼われている方々は多いと思いますが、メジロ、ホオジロ、ウグイス等の山野の鳥(保護鳥)は、法律に定める手段によらない限り、むやみに捕えたり、飼養したりはできません。

一般に、小鳥屋さんで販売している鳥は、外国から輸入したものが大半で、輸入した鳥には、一羽ごとに輸入証明書が発行されています。小鳥を購入する時には、この証明書を一諸にもらい受けて保管する必要があります。

こうした手段によらずに小鳥を飼っている場合は、違反行為と見なされることがありますので、放鳥してください。



教育関係に寄付

橋場 原 健さん……………三十万円
橋場 越川 実さん……………東陽小に体育用
ゼッケン八十枚

昭和五十九年度光中卒業生一同…大石石台付大時計

ありがとうございました。

おじやまします

学校訪問

白浜小学校

九月九日の五時間目に、全校生徒が体育館に集り、夏休み中に作った工作等の発表会を開きました。

でも楽しい作品や、工夫のこらした作品の発表が続けられました。

学級会で話し合い、各学年、四人ずつの代表を決めたそうです。児童会のお友達の進行で、と

